

兵庫県公報

平成23年9月6日 火曜日 第2318号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成23年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）	1
○保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○同上（同）	3
○同上（同）	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	3
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	10
○神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	12
○同上（同）	12
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	13
企業庁公告	
○太陽光発電設備工事に係るプロポーザルの実施（北摂広域水道事務所）	13
病院局公告	
○入札公告（県立こども病院）	15
○同上（同）	20
○同上（同）	25
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	30
警察本部公告	
○落札者等の公示	32
○同上	33

告 示

兵庫県告示第955号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成23年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成23年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成23年11月11日（金）午前10時から正午まで
（午前9時40分集合。試験開始30分経過後の入室は認めない。）

2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 3階会議室 304

3 試験科目

- 砂利の採取に関する法令
- 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000003.html）、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局河川整備課、各県民局商工労政担当課・土木事務所及び尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に80円切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

平成23年10月3日（月）から同月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成23年10月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課産地振興係

(4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。ただし、手数料の返還は一切しない。

5 合格者の発表

平成23年11月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課産地振興係
電話 (078) 341-7711 内線 3581
(078) 362-3331 (直通)



兵庫県告示第956号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成23年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
美方郡新温泉町芦屋字城山46
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第957号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市山崎町三谷字淡路517の2、517の6
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第958号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町生栖字天下タワ903
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第959号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町生栖字ユリ902、902の8、字ヤケ904
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第960号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
電源開発株式会社高砂火力発電所
高砂市梅井六丁目4番1号
所長 小 林 尚 人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
電源開発株式会社高砂火力発電所
高砂市梅井六丁目4番1号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	63号の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 (No. 1、No. 2)				
変 更 前 後 の 区 分	変 更 前		変 更 後		
能 力	840,000Nm ³ /時/基		同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—		許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	春または秋に年1回定期点検で停止(約1箇月)		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度(水素指数)	5~7	5~7	5~7	5~7
	生物学的酸素要求量(単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量(単位 mg/L)	150	150	150	150
	浮遊物質(単位 mg/L)	800	800	800	800
	窒素含有量(単位 mg/L)	30	30	30	30
	りん含有量(単位 mg/L)	0.1	0.2	0.1	0.2
	カドミウム及びその化合物(単位 mg/L)	0.1	0.2	0.1	0.2
	シアン化合物(単位 mg/L)	5	15	5	15
	鉛及びその化合物(単位 mg/L)	0.05	0.1	0.05	0.1
	六価クロム化合物(単位 mg/L)	0.01	0.01	0.01	0.01
	砒素及びその化合物(単位 mg/L)	0.03	0.07	0.03	0.07
	総水銀化合物(単位 mg/L)	0.0105	0.0305	0.0105	0.0305
	セレン及びその化合物(単位 mg/L)	0.005	0.005	1	1
	ほう素及びその化合物(単位 mg/L)	160	160	160	160
	ふっ素及びその化合物(単位 mg/L)	500	500	500	500
	硝酸化合物(単位 mg/L)	10	10	10	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/L)	0.5	0.5	0.5	0.5	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)	180/基	192/基	150/基	192/基	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排煙脱硫装置用排水処理装置								
	変 更 前				変 更 後				
変 更 前 後 の 区 分									
型 式	荏原インフィルコ製				荏原インフィルコ製、 クリタ工業製 (セレン処理)				
構 造	鉄筋コンクリート製、SS+RL				鉄筋コンクリート製、SS+RL、 SS+タールエポキシ、FRP、PE				
主 要 寸 法	68.7m×37m×12.75m				68.7m×37m×12.75m、 24.8m×12.8m×5.4m				
能 力	384m ³ /日				同 左				
汚 水 等 の 処 理 方 式	凝集沈殿ろ過・COD吸着方式				凝集沈殿ろ過・セレン処理・ COD吸着方式				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設				許可後				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設				着手後7箇月				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—				完成後				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続				同 左				
使用時間の季節的変動の概要	年1回定期点検				同 左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5~7	5~7	5~7	5~7	5~7	5~7	5~7	5~7
	生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	150	150	10	10	150	150	10	10
	浮遊物質 (単位 mg/L)	800	800	15	15	800	800	15	15
	窒素含有量 (単位 mg/L)	30	30	10	10	30	30	10	10
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
	カドミウム及びその化合物 (単位 mg/L)	0.1	0.2	0.003	0.003	0.1	0.2	0.003	0.003
	シアン化合物 (単位 mg/L)	5	15	0.1	0.1	5	15	0.1	0.1
	鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	0.05	0.1	0.01	0.01	0.05	0.1	0.01	0.01
	六価クロム化合物 (単位 mg/L)	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.03	0.07	0.002	0.002	0.03	0.07	0.002	0.002
	総水銀化合物 (単位 mg/L)	0.0105	0.0305	0.001	0.001	0.0105	0.0305	0.001	0.001
	セレン及びその化合物 (単位 mg/L)	0.005	0.005	0.005	0.005	1	1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	160	160	160	160	160	160	160	160
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	500	500	10	10	500	500	10	10
	硝酸化合物 (単位 mg/L)	10	10	10	10	10	10	10	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m ³ /日)	360	384	360	384	300	384	300	384	

総合排水処理装置①（凝集沈殿ろ過）							
変 更 前				変 更 後			
オルガノ社製				同 左			
鉄筋コンクリート製				同 左			
46m×58.2m×7.4m				同 左			
1,200m ³ /日				同 左			
凝集沈殿ろ過方式				同 左			
既 設				同 左			
既 設				同 左			
—				許可後			
同 左				同 左			
年1回定期点検（約1箇月）				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5～9	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9
—	—	—	—	—	—	—	—
10	20	10	20	10	20	10	20
200	1,000	15	30	200	1,000	15	30
10	10	10	10	10	10	10	10
0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
0.1	0.2	0.003	0.003	0.1	0.2	0.003	0.003
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
0.05	0.1	0.01	0.01	0.05	0.1	0.01	0.01
0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
0.01	0.03	0.002	0.002	0.01	0.03	0.002	0.002
0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
10	10	10	10	10	10	10	10
10	10	10	10	10	10	10	10
10	10	10	10	10	10	10	10
0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
705	1,200	705	1,200	560	1,200	560	1,200

総合排水処理装置②（中和槽）							
変更前				変更後			
オルガノ社製				同 左			
鉄筋コンクリート製				同 左			
2 m×2 m×2.3m				同 左			
同 左				同 左			
中和方式				同 左			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
－				許可後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5～9	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9
－	－	－	－	－	－	－	－
10	20	10	20	10	20	10	20
15	30	15	30	15	30	15	30
10	10	10	10	10	10	10	10
0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
0.01	0.1	0.01	0.01	0.01	0.1	0.01	0.01
0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
0.005	0.005	0.005	0.005	0.04	0.05	0.04	0.05
160	160	160	160	65	160	65	160
10	10	10	10	10	10	10	10
10	10	10	10	10	10	10	10
0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
1,065	1,584	1,065	1,584	860	1,584	860	1,584

(5) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		放流槽(工程処理水)	放水口(海水)	放流槽(工程処理水)	放水口(海水)
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	1,065	1,680,000	860	変 更 な し
	最 大	1,584	1,680,000	1,584	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5~9	取 水 周 辺 海 域 と 同 じ	5~9	
	最 大	5~9		5~9	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	—		—	
	最 大	—		—	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	10		10	
	最 大	20		20	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	15		15	
	最 大	30		30	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	10		10	
	最 大	10		10	
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.1		0.1	
	最 大	0.2		0.2	
カドミウム及びその化合物 (単位 mg/L)	通 常	0.003		0.003	
	最 大	0.003		0.003	
シ ア ン 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.1		0.1	
	最 大	0.1		0.1	
鉛 及 び 其 の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.01		0.01	
	最 大	0.01		0.01	
六 価 ク ロ ム 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.01		0.01	
	最 大	0.01		0.01	
砒 素 及 び 其 の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.002	0.002		
	最 大	0.002	0.002		
総 水 銀 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.001	0.001		
	最 大	0.001	0.001		
セ レ ン 及 び 其 の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.005	0.04		
	最 大	0.005	0.05		
ほう 素 及 び 其 の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	160	65		
	最 大	160	160		
ふ つ 素 及 び 其 の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	10	10		
	最 大	10	10		
硝 酸 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	10	10		
	最 大	10	10		
ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.5	0.5		
	最 大	0.5	0.5		
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm ³)	通 常	30	30		
	最 大	30	30		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年9月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第961号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成23年9月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
乙ホーム(株) 代宮田 政彦	神戸市灘区鹿ノ下通2-3-8	般-21 第114397号	一般	建築工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年6月30日
ダイキン空調神戸(株) 代竹下 洋文	同 市中央区浜辺通2-1-17	般-22 第113460号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月1日
平井電設 代平井 昇	同 市同 区下山手通8-13-17-302	般-18 第111300号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
高橋組 代高橋 喜良	同 市兵庫区南逆瀬川町2-1	般-20 第115377号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月1日
(有)西神電気 代岡田 信子	同 市西区玉津町新方261-4	般-21 第113353号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
株杉建興業 代杉本 寿美	尼崎市東園田町8-86-12	般-22 第214216号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年6月1日
大迫建工 代大迫 おさむ	同 市大島2-7-10	般-19 第212666号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年3月25日
六甲建設(株) 代竹田 英一	同 市下坂部2-4-13	般-19 第206604号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
テクノトータル 代徳井 保	同 市立花町4-10-3	般-21 第218032号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(財)尼崎緑化協会 代江川 隆生	同 市上坂部2-1-9	般-22 第218174号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年6月30日
株上野塗装工業 代上野 航二	同 市大西町1-2-30	般-19 第211252号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
カセイ電気工事(株) 代大内 一平	同 市大浜町1-5-2	般-22 第205986号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年7月1日
(有)塚田工業 代塚田 匡	同 市上ノ島町2-29-23	般-18 第210957号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月6日
株岡島建設 代岡島 正則	同 市西本町2-67	特-18・19 第213694号	特定	建築工事業、大工工事業、鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
大川工業(株) 代大川 孝直	同 市西長洲町3-5-5	般・特-23 第206605号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年7月22日
株アスタカ 代安東 成吉	西宮市中前田町3-4	般・特-21・22 第213786号	一般 特定	建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月29日

				ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業		
丸富建設(株) 代丸富 昌潤	宝塚市美座2-18-3	特-21 第301426号	特定	建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月11日
川西技建工業(有) 代金山 弘	川西市東畦野1-9-7	般・特-19・21 第301302号	一般 特定	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年12月28日
(株)オーケイ・ケイ・シムテック 代中村 和郎	同 市久代6-1-1	般-22 第210521号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年7月1日
(株)大山産業 代大山 正一	三田市西相野477-6	般-22 第300698号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
(株)タカラ住研 代前田 芳男	明石市魚住町長坂寺715-1	般-21 第405492号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
杉村電気(株) 代杉村 純一	加古川市平岡町山之上248	般・特-18 第401561号	一般	電気通信工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
ユウキ建設(株) 代藤本 恵	同 市平岡町新在家2073-1	般-19 第401475号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年7月31日
森永産業(株) 代有元 光昭	高砂市米田町米田新351	般-19 第400129号	一般	土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年3月26日
山崎電気 代山崎 四郎	加古郡稲美町国岡3-8-7	般-19 第404015号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月1日
(株)アベ 代安部 利英	姫路市飾東町塩崎上西代939	般-22 第453307号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年11月2日
大雅建設 代田中 雅也	同 市北条梅原町9-1-101	般-21 第460009号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年7月7日
(株)大興ホーム 代大西 茂樹	同 市市川台1-130	般-18 第458484号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月8日
(株)鋼建塗工 代高山 太郎	同 市玉手4-122	般・特-18 第454412号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月14日
(株)大生庭園 代佐谷 大介	神崎郡神河町貝野93	般・特-18・23 第450410号	特定	土木工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月21日
福岡組 代福岡 敬二	宍粟市山崎町青木2148	般-22 第500893号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年6月15日
(株)トージ工芸 代田路 智	養父市小城555	般-20 第600953号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月15日
北但西部森林組合 代伍々 博一	美方郡香美町村岡区和田233-1	般-20 第700621号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日

松下電気商会 代松下 寿克	洲本市上加茂271-3	般-21 第800897号	一般	電気工事業、消防施設 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年 6 月 30 日
氏田工務店 代氏田 道夫	同 市上物部 2-2-41	般-19 第800436号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 7 月 18 日
榎滝本 代滝本 太郎	南あわじ市市小井137	般・特-18 第800322号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 27 日
引野工務店 代引野 正嗣	淡路市久留麻2358-17	般-18 第800976号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 1 日
北野住建 代北野 義一	同 市生穂1718-3	般-18 第801486号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 26 日
山口瓦葺 代山口 健一	同 市大谷913	般-18 第800972号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 27 日



兵庫県告示第962号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 9 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 4. 11号塩屋舞子線
- 3 事業施行期間
変更前 昭和47年 6 月 6 日から平成24年 3 月 31 日まで
変更後 昭和47年 6 月 6 日から平成30年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和47年兵庫県告示第788号、昭和48年兵庫県告示第475号、昭和52年兵庫県告示第488号、昭和57年兵庫県告示第705号、昭和62年兵庫県告示第476号、平成 6 年兵庫県告示第335号、平成 9 年兵庫県告示第394号、平成14年兵庫県告示第433号及び平成18年兵庫県告示第378号の事業地のうち、神戸市北舞子 3 丁目、舞子陵、星陵台 4 丁目及び星陵台 8 丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第963号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 9 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3. 4. 14号鈴蘭台幹線
3. 4. 39号鈴蘭台環状線
- 3 事業施行期間
変更前 平成20年11月25日から平成27年 3 月 31 日まで
変更後 平成20年11月25日から平成23年 9 月 6 日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年9月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字平339番10、342番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町寺家町167番地の2
株式会社不動産夢工房 代表取締役 仲上和美
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成23年3月28日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-22号（22高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市神岡町野部字早山395番141の一部、395番143の一部、395番151の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市西区京町堀2丁目10番25号
丸一株式会社 代表取締役 乾伸行
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成23年7月22日
兵庫県指令都計（開）第1-2号（23たつの）

企 業 庁 公 告

太陽光発電設備工事に係るプロポーザルの実施

県営水道における太陽光発電設備設置工事について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成23年9月6日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 横山正雄

1 内容

- (1) 工事名
三田浄水場太陽光発電設備設置工事
- (2) 工事場所
三田浄水場 三田市西野上字上通り152
- (3) 工事期間
平成23年11月下旬から平成24年7月末日まで
- (4) 担当部局
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課（兵庫県庁西館5階）
電話（078）341-7711（代表） 内線 5455
（078）362-3690（直通）

2 参加資格

参加者は単独の企業（以下「単体企業」という。）又は特別共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 単体企業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - ウ 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - エ 本公告の日から提案書の受付期間末日までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - カ 太陽光発電設備の製造実績、又は相当量の施工実績を有する者であって、技術的提案が可能であること（以下(イ)又は(ロ)のいずれかに適合すること。）。
 - ク 日本国内に法人格を持つ者であって、太陽電池モジュールを自ら製造し、かつ、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に合計400キロワット以上の製造実績を有し、製造実績に基づく独自の技術的提案が可能であること。
なお、営業部門及び工事部門が当該製造者に無い場合は、業務又は事業の移管を受けた日本国内に法人格を持つ連結子会社等でも可能とする。ただし、当該製造業者の証明文書を提出できること。
 - ケ 平成23年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事において格付等級及び点数がA等級15点以上であって、かつ、太陽光発電設備工事の元請者として、平成8年4月1日以降に1工事200キロワット以上の施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの。）を有し、施工実績に基づく独自の技術的提案が可能であること。
 - コ 平成23年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事において格付等級及び点数がA等級5点以上であって、かつ、太陽光発電設備工事の元請者として、平成8年4月1日以降に1工事100キロワット以上、又は1工事30キロワット以上であって4件以上の実績を有すること。ただし、上記カ(イ)の適合者は本項適合者とする。
 - ク 次に掲げる基準を満たす監理技術者等をこの工事の現場に専任で配置できること。
 - ク 第1種電気工事士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ケ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - コ 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。
 - ケ 施工に当たって、上記クに掲げる者のほか、現場代理人その他必要な人員を適正に配置できること。
- (2) 共同企業体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- ア 共同企業体の構成員は2者とし、それぞれの出資比率が30パーセント以上であること。
 - イ 代表構成員の構成比率は他の構成員の出資比率と同一又はそれより大きいこととし、かつ、上記(1)カ(イ)又は(ロ)を満たしていること。
 - ウ 共同企業体の構成員の全てが上記(1)イ、エ及びオを満たしていること。
 - エ 共同企業体の構成員で、上記(1)ア、ウ、キ、ク及びケを分担するものとする。
 - オ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書により協定を締結すること。
- 3 参加手続
- (1) 説明書の配布
- プロポーザルの参加手続及び提案の方法等について下記により配布する。
- ア 配布日時 平成23年9月6日（火）から同月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 配布場所 1(4)の担当部局
- (2) 参加表明書及びプロポーザル参加資格確認資料の提出
- このプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認資料を提出しなければならない。
- ア 提出期間 平成23年9月7日（水）から同月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
郵送の場合は、平成23年9月22日（木）午後4時必着とする。

- イ 提出場所 1(4)の担当部局
 ウ 方法 持参又は書留郵便
 ※ 様式等は、説明書による。

(3) 現場説明会

プロポーザルに参加する資格があると認められた者を対象とした現場説明会を希望する者に対して次のとおり開催する。

ア 日時 平成23年9月30日(金)から(詳細の日時は別途通知)

イ 場所 三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所

(4) 質問及び回答

ア 期間 平成23年10月3日(月)から同月6日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 方法 1(4)の担当部局に持参又は書留郵便(平成23年9月28日(水)午後4時必着)

ウ 回答 平成23年10月13日(木)から同月17日(月)まで

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の期間、1(4)の担当部局において、書面により閲覧に供する。

(5) 提案書等の受付

ア 期間 平成23年10月17日(月)から同月21日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 方法 1(4)の担当部局に持参又は書留郵便(平成23年10月21日(金)午後4時必着)

4 審査方法

提出されたプロポーザルについて、審査会において書面審査及びヒアリングにより総合的な評価を行い、最高の評価を得た者を最優秀提案者とする。

5 その他

- (1) 最優秀提案者と工事契約に関する協議を行い、合意した場合に上記1の工事契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者とされた者が、工事契約に関する協議を辞退した場合、上記1(1)に示す全ての業務について契約締結の権利を放棄したものとみなす。
- (3) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、評価得点の高い順位の提案者と交渉を行うことがある。
- (4) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (5) 詳細は説明書による。

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札(事後審査型)に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年9月6日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
県立こども病院吸収式冷温水設備更新工事
- (2) 工事場所
神戸市須磨区高倉台1-1-1
- (3) 工事概要
工種 管工事
吸収式冷温水設備の更新
- (4) 施工期間
着工の日から平成24年2月29日(水)まで
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格
無

- (7) 入札方式
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日
平成23年10月上旬予定
- (9) 支払条件
ア 前払金 有
イ 部分払 無
- 2 応募方法
単独企業による。
- 3 入札参加資格
財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 資格要件
- ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る許可を有すること。
- ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が管工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
- オ 兵庫県神戸県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成23年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてAの等級（平均工事成績が75点以上の者又は社会貢献評価数値が40点以上の者に限る）及びBの等級（建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であって、その合計点数が5点以上であること）に格付されていること。
- カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ク 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 山本設計
- (イ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- (ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を入札参加申込期限日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。
- (2) 配置予定技術者の要件
- ア 建設業法の規定による管工事業に係る主任技術者の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。
また、配置予定技術者は直接的恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任の技術者でないこと。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者が必要とならない工事を除く。
- ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。
なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することは認めない。
- 4 契約条項を示す期間及び場所
建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成23年9月6日（火）から同月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1
県立こども病院総務部経理課
電話（078）732-6961

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成23年9月6日（火）から同月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成23年9月6日（火）から同月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成23年9月7日（水）から同月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成23年9月22日（木）から同月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成23年9月28日（水）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市須磨区高倉台1-1-1
県立こども病院 研修室A・B

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛での委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(ロ) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。

この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、県立こども病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（県立こども病院）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は管理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

~~~~~

**入札公告**

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年9月6日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
県立こども病院空冷チラー更新工事
- (2) 工事場所  
神戸市須磨区高倉台1-1-1
- (3) 工事概要  
工種 管工事  
空冷チラーの更新
- (4) 施工期間  
着工の日から平成24年2月29日（水）まで
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
- (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

## (8) 契約締結予定日

平成23年10月上旬予定

## (9) 支払条件

- ア 前払金 有
- イ 部分払 無

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

## (1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県神戸県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成23年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてAの等級（建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であって、その合計点数が10点以上であること）及びBの等級（平均工事成績が75点以上の者又は総合数値が656点以上の者に限る）に格付されていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 山本設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を入札参加申込期限日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 建設業法の規定による管工事業に係る主任技術者の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。  
また、配置予定技術者は直接的恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任の技術者でないこと。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者が必要とならない工事を除く。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することは認めない。

## 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

平成23年9月6日（火）から同月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1  
県立こども病院総務部経理課  
電話 (078) 732-6961

#### 5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成23年9月6日(火)から同月21日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

#### 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成23年9月6日(火)から同月21日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札(事後審査型)入札参加申込書(様式2号の2)  
イ 設計図書貸与申込書(様式9号)

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

#### 7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。

ア 提出期間

平成23年9月7日(水)から同月20日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成23年9月22日(木)から同月27日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

#### 8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成23年9月28日(水) 午前10時30分

(2) 入札及び開札の場所

神戸市須磨区高倉台1-1-1  
県立こども病院 研修室A・B

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

## (4) 入札保証金

免除する。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛での委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

## (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

#### 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)に提出すること。

##### ア 提出部数

1部

##### イ 提出資料等

###### (7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

###### (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

###### a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

###### b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

###### c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

##### ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。

この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。



## 11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、県立こども病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（県立こども病院）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

## 13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は管理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

~~~~~

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年9月6日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
県立こども病院小型貫流ボイラー更新工事
- (2) 工事場所
神戸市須磨区高倉台1-1-1
- (3) 工事概要
工種 管工事
小型貫流ボイラーの更新
- (4) 施工期間
着工の日から平成24年1月31日（火）まで
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格
無
- (7) 入札方式
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

平成23年10月上旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県神戸県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成23年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてBの等級（建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であって、その合計点数が5点以上であること）に格付されていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 山本設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を入札参加申込期限日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 建設業法の規定による管工事業に係る主任技術者の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。
また、配置予定技術者は直接的恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任の技術者でないこと。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者が必要とならない工事を除く。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成23年9月6日（火）から同月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1

県立こども病院総務部経理課

電話 (078) 732-6961

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成23年9月6日(火)から同月21日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成23年9月6日(火)から同月21日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札(事後審査型)入札参加申込書(様式2号の2)

イ 設計図書貸与申込書(様式9号)

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。

ア 提出期間

平成23年9月7日(水)から同月20日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成23年9月22日(木)から同月27日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成23年9月28日(水) 午前11時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市須磨区高倉台1-1-1

県立こども病院 研修室A・B

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛での委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者

シ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めるところがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。

この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、県立こども病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（県立こども病院）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は管理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第425号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年9月6日

兵庫県公安委員会
委員長 下村俊子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」という。）
- (2) 実施日
ア 新規取得講習
平成23年10月11日（火）から同月18日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
イ 追加取得講習
平成23年10月14日（金）から同月18日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間
- (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
- (4) 修了考査の実施
新規取得講習、追加取得講習ともに、10月18日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で30人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（運搬警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（運搬警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に運搬警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上運搬警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成23年9月12日(月)から同月27日(火)までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(8) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(11) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

- (ア) 前記3の(2)のアに該当する者については、運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (エ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (オ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166

警察本部公告

落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年9月6日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県警察総合情報システム 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年6月27日
- 4 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 神戸支店 神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額
2,380,875円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成23年 5月17日



落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 9月 6日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県警察定期健康診断業務の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年 6月29日
- 4 落札者の名称及び住所
財団法人兵庫県健康財団 神戸市兵庫区荒田町2丁目1番12号
- 5 落札金額
61,967,236円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成23年 5月20日